

第4期 障害福祉計画				第3期 障害福祉計画			
第2章	1 計画の基本理念	P2	法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定める	全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する地域社会の実現	法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定める	全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する地域社会の実現	
	3 計画期間	P3	計画の期間を定める	平成27年度～29年度	計画の期間及び見直しの時期を定める	平成24年度～26年度	
	5 区域の設定	P4～5	指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援の種類ごとの見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定める	障害福祉サービス等の実施に際しては、障害のある人が生活する市町村を単位として、きめ細かなサービスを提供することが基本であるが、小規模な町村などサービス利用者が少ない地域では、サービス事業者の確保が難しいことから、事業者の活動状況や利用者のニーズに応じた広域的な単位を設定し、地域間の格差が生じないようにサービス提供の体制づくりを進めていく必要があり、二次医療圏域、老人福祉圏域とも調和を図り、12障害保健福祉圏域を設定。	指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援の種類ごとの量の見込みを定めた場合に趣旨・内容を定める	障害福祉サービス等の実施に際しては、障害のある人が生活する市町村を単位として、きめ細かなサービスを提供することが基本であるが、小規模な町村などサービス利用者が少ない地域では、サービス事業者の確保が難しいことから、事業者の活動状況や利用者のニーズに応じた広域的な単位を設定し、地域間の格差が生じないようにサービス提供の体制づくりを進めていく必要があり、12障害保健福祉圏域を設定。	

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行(継続)	P17～23	ベース	成果目標	方向性	主な施策		ベース	数値目標	進捗状況	達成状況	分析・評価	主な施策
		施設入所者数(A) (26年3月31日現在)	29年度末までの地域生活移行者数(B) (A)×28.7%※ ※第4期の割合+第3期末達成割合 (12%+16.7%) <概算>	障害の重い人であっても、地域での生活を希望される方が、地域での継続した生活を可能とするために安心できる住まいの確保や、日常生活の支援に取り組む	○入所施設の取組の強化 ・相談支援専門員等研修の実施 ・定員区分による報酬単価の違いの周知 ○住まいの場の確保 ・グループホームの整備、運営費助成 ・グループホーム利用者の家賃助成 ・公営住宅や規制緩和による既存の戸建住宅を活用したグループホームの整備促進 ・グループホーム整備促進支援制度の推進 ○日中活動の場の確保 ・生活介護や就労継続支援 ・児童発達支援センターを中核施設として位置づけ ○重症心身障害児者の支援 ・重症心身障害児者施設の整備による在宅支援の充実 ・福祉型短期入所事業所における受入体制の強化助成 ・登録療育吸引等事業者の充実を推進 ・重度訪問介護の充実 ○地域における理解の促進 ・障害者差別解消法に基づき、障害に関する理解促進 ・NPOとの協働による講演会、障害者芸術・文化祭などの障害者アート展、スポーツ大会の開催 ○地域生活の相談支援体制の整備・充実 ・相談支援従事者研修事業の実施 ・相談支援アドバイザーの設置による相談支援体制の充実 ・権利擁護センターにおける障害者虐待防止、権利擁護研修の実施	施設入所者数(A) (17年10月1日現在)	26年度末までの地域生活移行者数(B) (A)×30%	25年度末までの地域生活移行者数 (目標対比・未達成率)	未達成	平成20年度をピークに減少傾向にあり、障害の重い人(程度区分の高い)の割合が高く、高齢化や家族等の高齢化が進み、地域移行の困難化の進行。	○入所施設の取組の強化 ・サービス管理責任者研修 ○住まいの場の確保 ・グループホーム・ケアホームの整備、運営費助成 ・グループホーム・ケアホーム利用者の家賃助成 ・グループホーム整備促進支援制度の実施(平成26年度～) ・既存の戸建住宅を活用した緩和策の実施(平成26年度～) ○日中活動の場の確保 ・生活介護や就労継続支援 ○重症心身障害者の支援 ・福祉型短期入所事業所における受入体制の強化助成	
概数3,962人	概数1,137人(28.7%) 29年度末時点における福祉施設入所者を平成25年度末時点から4%以上削減	地域で安心して生活ができる住まいの場の確保に取り組む。相談支援体制を充実して、適切に、地域の障害福祉サービスにつなげていく。	4,385人	1,316人 (41.4%・17.6%)	26年度末時点における福祉施設入所者を平成17年10月1日から1割以上削減(A)×10%	25年度末時点における福祉施設入所者削減数	ほぼ達成	地域で継続して障害福祉サービスを受けながら、生活を続けるための基盤の整備が進行。	○地域における理解の促進 ・NPOとの協働による講演会の開催 ○地域生活の相談支援体制の整備・充実 ・相談支援従事者研修事業の実施 ・相談支援アドバイザーの設置による相談支援体制の充実			
各年度の指定障害者支援施設の数	P19～20	各年度における必要入所定数を定める	H27 4,162人 H28 4,106人 H29 4,049人 (H26 4,218×96%)	成果目標の入所者数から勘案して定める。			各年度における必要入所定数を定める	H25 4,293人 H26 4,226人	H25 4,218人	達成	地域で生活を続けるための障害福祉サービスの整備の進行	

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行(成果目標の変更)	P24～28	ベース	成果目標	方向性	主な施策		ベース	数値目標	進捗状況	達成状況	分析・評価	主な施策
		29年度における入院後3ヶ月経過時点の退院率	64%	退院に向けて、医療機関と障害福祉サービス事業者との連携を推進し、住まいの場の確保に取り組む。地域における理解の促進を進める。	○地域生活移行に向けた支援 ・保健所のコーディネート機能の強化による医療と福祉の連携 ○地域定着のための支援 ・保健所を中心とした医療機関、福祉サービス事業所と有機的な連携の構築 ○住まいの場の確保 ・相談支援事業者支援 ○日中活動の場の確保 ・障害福祉サービス事業者への働きかけ ○地域における理解の促進 ・こころの健康フェスティバルの開催	1年未満の入院者の平成26年度における平均退院率	平成25年度調査における1年未満の入院者の平均退院率	ほぼ達成	退院に対する入院者の意識の高まり、病院と地域の連携推進、地域で生活をするための基盤である障害福祉サービスの整備が進行。	○地域生活移行に向けた支援 ・精神障害者地域移行支援事業の実施 ○地域定着のための支援 ・精神障害者地域定着支援事業の実施 ○住まいの場の確保 ・相談支援事業者支援 ○日中活動の場の確保 ・障害福祉サービス事業者への働きかけ ○地域における理解の促進 ・こころの健康フェスティバルの開催		
長期在院者数(A) (24年6月末現在)	7,655人	1,377人減少	29年6月末時点における長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少				76%	75.5%				
3 地域生活支援拠点等の整備(新規)	P29～30	—	・平成29年度末までに各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも1つの拠点を整備	各障害保健福祉圏域会議等を通して、各市町村の方策の推進について支援	○地域における各市町村の取組を支援							
4 福祉施設から一般就労への移行(整理・拡充)	P31～37	24年度の一般就労移行者数(福祉施設から民間企業等へ就労)	589人	29年度の一般就労移行者数(福祉施設から民間企業等へ就労) (24年度実績比2倍以上)	就労移行支援事業者の確保や、国の労働局等の関係機関との連携	○一般就労に向けた福祉施設取組に対する支援 ・地域の就労支援ネットワークを活用した職場定着支援 ○就労移行支援事業者の確保 ・事業者の育成と量的確保及び質の確保 ○職業能力開発支援 ・県の障害者職業能力開発施設における訓練の実施 ・企業、社会福祉法人、NPOなどの多様な委託訓練の実施	17年度の一般就労移行者数	26年度の一般就労移行者数(民間企業等への) (17年度実績比4倍)	25年度の一般就労移行者数(民間企業等への) (目標対比)	達成	平成25年4月1日から法定雇用率が2.0%に上昇したこと及び、就労移行支援事業からの増加	○一般就労に向けた福祉施設取組に対する支援 ・職場定着支援 ○就労移行支援事業者の確保 ・事業者の育成と量的確保 ○職業能力開発支援 ・県の障害者職業能力開発施設における訓練の実施
		25年度末の就労移行支援事業利用者数(A)	1,484人	29年度末の就労移行支援事業利用者数(B) (A)×160%以上	就労移行支援事業者の育成と確保 サービス管理責任者研修による責任者の養成	○企業等に対する働きかけ・支援 ・事業主等を対象としたセミナーや障害者就職面接会の開催 ・障害者就業・生活支援センターと地域経済団体と連携強化 ○労働関係機関の就労支援策の活用 ・トライアル雇用、ジョブコーチ、委託訓練事業等の活用に向けた情報提供 ・産業労働部、国機関の愛知労働局、愛知障害者職業センター等関係機関との連携 ○一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等 ・就労継続支援事業者の確保及び育成 ・工賃水準向上させるため、経営コンサルタント等派遣などの実施 ・優先発注制度や障害者優先調達推進法に基づき策定する調達方針に基づく優先発注の推進 ○特別支援学校におけるキャリア教育の推進 ・発達段階や障害特性に応じた一貫したキャリア教育の推進	—	26年度末の就労移行支援事業利用者数(福祉施設利用者2割)	25年度の就労移行支援事業利用者数	未達成	現行の目標数値には、計算の分母に日活動系の他の福祉サービスが含まれているため、第4期基本指針から削除	○企業等に対する働きかけ・支援 ・事業主等を対象としたセミナーや障害者就職面接会 ○労働関係機関の就労支援策の活用 ・トライアル雇用、ジョブコーチ、委託訓練事業等の実施 ・ハローワーク、愛知障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等支援 ○一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等 ・就労継続支援事業者の確保及び育成 ・工賃向上推進計画(24～26年度)に基づく支援 ・障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定及び全庁的な取組 ・アドバイザー派遣事業 ・施設職員研修事業 ・授産製品展の開催
		—	—	就労移行支援事業所の全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成 目標 5割	就労移行率3割以上の事業所は概数で3割弱であり、サービス管理責任者研修などによる人材の育成				26年度末の就労継続支援(A型)事業利用者数(就労継続支援利用者3割)	25年度末の就労継続支援(A型)事業利用者数	達成	A型事業所数、利用者数が、景気の上昇もあり、伸びている。

第4期 障害福祉計画					第3期 障害福祉計画				
	ベース	その他	方向性	主な施策	ベース	その他	方向性	主な施策	
第5章	障害児支援体制の整備(新規)	P38～43	—	児童発達支援センター及び障害児入所施設を中核とした地域支援体制の整備等	発達障害医療・重症心療育のネットワークの構築	○児童発達支援センターを中心とした児童発達支援事業の充実 ○重症心身障害児者に対する支援体制の整備 ・「第二青い鳥学園」の改築による病床の整備や障害者福祉減税基金を活用した施設整備 ○愛知県心身障害者コロニーの再編整備 ○発達障害のある子どもの支援体制の充実 ○経済的負担の軽減			

第6章	種類	活動指標	方向性	達成状況	分析・評価	種類	サービス見込量	進捗状況(実績・提供量)	達成状況	分析・評価
1	訪問系サービス	P44～P47	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	H27 454,462時間/月 H28 499,928時間/月 H29 550,643時間/月 H25実績比29見込139.1%	必要なサービスが県内どこでも受けられるようにする。	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	H25 384,666時間/月 H26 419,946時間/月 H22実績比26見込143.7%	25年度 395,811時間/月 (目標対比・達成率) 102.9%	達成	全体では、訪問系サービスは、見込量を上回っているが、行動援護の事業者が不足している。休日、夜間における対応や、医療的ケアに対応できる事業所の確保が必要。男性スタッフが不足している面もある。
2	日中活動系サービス	P47～P54	生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型) 療養介護 短期入所(福祉型・医療型・福祉型+医療型)	H27 262,204人日/月 H28 273,747人日/月 H29 284,847人日/月 H25実績比29見込107.2% H27 1,319人日/月 H28 1,376人日/月 H29 1,515人日/月 H25実績比29見込172.2% H27 4,789人日/月 H28 5,290人日/月 H29 5,926人日/月 H25実績比29見込111.8% H27 30,208人日/月 H28 33,530人日/月 H29 37,617人日/月 H25実績比29見込113.3% H27 84,823人日/月 H28 96,668人日/月 H29 107,881人日/月 H25実績比29見込150.8% H27 123,643人日/月 H28 132,954人日/月 H29 142,669人日/月 H25実績比29見込105.0% H27 626人/月 H28 672人/月 H29 710人/月 H25実績比29見込157.4% H27 18,092人日/月 H28 19,228人日/月 H29 20,486人日/月 H25実績比29見込144.8% H27 973人日/月 H28 1,167人日/月 H29 1,301人日/月 H25実績比29見込144.8%	希望する障害者に必要な日中活動系サービスを受けられるようにする。	生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型) 療養介護 短期入所	H25 244,686人日/月 H26 257,496人日/月 <H26県目標サービス提供量> H26 276,584人日/月 H22実績比26目標200% H25 1,551人日/月 H26 1,604人日/月 H22実績比26見込158.5% H25 4,004人日/月 H26 4,296人日/月 H22実績比見込132.8% H25 29,956人日/月 H26 34,480人日/月 H22実績比見込190.7% H25 31,547人日/月 H26 35,838人日/月 <H26県目標サービス提供量> H26 41,096人日/月 H22実績比26目標200% H25 94,638人日/月 H26 99,383人日/月 <H26県目標サービス提供量> H26 120,428人日/月 H22実績比26目標200% H25 454人/月 H26 458人/月 H22実績比26見込8.8倍 24新体系移行による増 H25 13,462人日/月 H26 14,480人日/月 H22実績比見込128.1%	H25 265,782人日/月 108.6% H25 880人日/月 58.6% H25 5,302人日/月 137.9% H25 33,198人日/月 110.8% H25 71,522人日/月 226.7% H25 136,004人日/月 143.7% H25 451人/月 99.3% H25 15,051人日/月 111.8%	達成 未達成 達成 達成 達成 達成	日中活動サービスは、就労継続支援事業A型が景気に動向もあり、大幅に増加している。自立訓練(機能訓練)は、事業所が名古屋市内に1か所あるのみであり、未達成となっている。就労移行支援事業は、近年は、事業所の参入が減りつつあるが、25年度の見込みは達成。
3	居住系サービス	P54～P57	共同生活援助 施設入所支援	H27 3,953人/月 H28 4,372人/月 H29 4,769人/月 H25実績比29見込137.8% H27 4,178人/月 H28 4,116人/月 H29 4,032人/月 H25実績比29見込95.6%	地域移行の推進のため、既存の住宅を活用したグループホームの推進などを行い、地域で安心して過ごすための住まいの確保を進める。	共同生活援助・共同生活介護 施設入所支援	H25 3,242人/月 H26 3,666人/月 <H26県目標サービス提供量> H26 4,532人/月 H22実績比26目標200% H25 4,235人/月 H26 4,178人/月 H22実績比見込179.5% 24新体系移行による増	H25 3,461人/月 106.8% H25 4,218人/月 99.6%	達成 達成	共同生活援助・共同生活介護は、提供量は達成しているが、26年度県目標サービス提供量にはまだ開きがある。
4	相談支援	P59～P63	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	H27 6,551人/月 H28 7,093人/月 H29 7,583人/月 H25実績比29見込162.1% H27 147人/月 H28 159人/月 H29 178人/月 H25実績比29見込3,560% H27 145人/月 H28 170人/月 H29 199人/月 H25実績比29見込603%	支給決定に先立ち必ずサービス利用計画が策定される体制の確保を図る。	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	H25 6,062人/月 H26 7,593人/月 H25 242人/月 H26 267人/月 H25 321人/月 H26 356人/月	H25 4,678人/月 77.2% H25 5人/月 2.1% H25 33人/月 10.3%	未達成 未達成 未達成	計画相談支援の状況は、3年間で全ての利用者の計画相談支援を行うように算定しており、最終年度の本年度、各市町村で作成中。

第4期 障害福祉計画							第3期 障害福祉計画					
章	項目	種類	活動指標	方向性	達成状況	分析・評価	種類	サービス見込量	進捗状況（実績・提供量）	達成状況	分析・評価	
												第6章
	7 就労支援	P70～P71	就労移行支援事業 H29 810人 就労移行支援事業A型 H29 170人 就労移行支援事業B型 H29 174人 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援 H29 2,398件 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数 H29 20人 障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者数 H29 172人 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援対象者数 H29 154人 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数 H29 1,178人	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、国労働局など関係機関との連携を進める。								公共職業安定所経由による就職者数は、増加している。ジョブコーチは全国で1230人（H24.3.31）であり、活用促進策と国による配置の増加も望まれる。障害者就業・生活支援センターの利用者数（登録者数）は年々増え続けており、連携を更に深める必要がある。
	8 障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）	P72～99	障害福祉サービスの種類及び量の見直し及び事業所数を見込む	圏域単位での地域特性及び課題 各圏域の現状と今後のサービス見込量 （名古屋圏域始め12圏域）			指定障害福祉サービスの種類及び量の見直し及び事業所数を見込む	圏域単位での地域特性及び課題 各圏域の現状と今後のサービス見込量 （名古屋圏域始め12圏域）				

章	項目	種類	主な施策	種類	主な施策
第7章	障害福祉サービス等に 従事する者の確保又は 資質の向上、障害者支 援施設のサービスの質 の向上のために講ずる 措置	P100～P103	障害福祉サービスに従事する相談支援専門員等の確保又は資質の向上、障害者支援施設のサービスの質の向上のために実施する措置に関する事項 ○サービス提供に係る人材の育成 ・福祉の場で働く人材の確保 ・相談支援専門員等研修の実施 ・強度行動障害者への支援を行う人材の育成 ○サービス提供事業者に対する第三者評価 ○障害のある人の権利擁護 ・愛知県障害者権利擁護センターの設置 ・障害者虐待防止・権利擁護研修の実施 ・サービス事業者に対する指導・監督 ・成年後見制度の活用等権利擁護の推進 ・偏見・差別の意識の解消	指定障害福祉サービスに従事する者の相談支援専門等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項	○サービス提供に係る人材の育成 ・福祉の場で働く人材の確保 ・相談支援専門員等研修の実施 ○サービス提供事業者に対する第三者評価 ○障害のある人の権利擁護 ・愛知県障害者権利擁護センターの設置 ・障害者虐待防止・権利擁護研修の実施 ・サービス事業者に対する指導・監督 ・成年後見制度の活用等権利擁護の推進 ・偏見・差別の意識の解消

第4期 障害福祉計画				第3期 障害福祉計画			
第8章	県の地域生活支援事業の実施に関する事項	P104~111	実施する事業内容、種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、確保のための方策、実施に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○専門性の高い相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センター運営事業 H27 1,400人 H28 1,400人 H29 1,400人 ・高次脳機能障害及びその関連機能障害に対する支援普及事業 H27 580人 H28 590人 H29 600人 ・障害児等療育支援事業 H27 13カ所 H28 13カ所 H29 13カ所 ・障害者就業・生活支援センター運営事業 H27 5,000人 H28 5,330人 H29 5,680人 ○広域的な支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制整備事業 ・精神障害者地域生活支援広域調整等事業 ○専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者養成研修事業 年40人 ・要約筆記者養成研修事業 年20人 ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 年20人 ○専門性の高い意思疎通支援事業を行う者の派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣事業 年64人 ・要約筆記者派遣事業 年45件 ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 23人登録 ○人材育成等その他の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分認定調査員等、相談支援従事者等、サービス管理責任者等研修事業 ・身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 ・視覚障害者情報提供施設等運営事業 ・障害者社会参加促進事業 	実施する事業内容、種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、確保のための方策、実施に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○専門性の高い相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センター運営事業 年見込 1,400人 H25実績 1,201人（概数） ・高次脳機能障害支援普及事業 H25見込550人 H25実績633人 ・障害児等療育支援事業 H25 13カ所 H25実績 13カ所 ・障害者就業・生活支援センター運営事業H25見込11カ所 1,650人 H25実績11カ所4,959人 ○広域的な支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制整備事業 ○人材育成等その他の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者養成研修事業 目標年40人 H25実績7人 ・要約筆記者養成研修事業 目標年20人 H25実績9人 ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 目標年20人 H25実績12人 ・障害程度区分認定調査員等研修事業 ・相談支援従事者等研修事業 ・サービス管理責任者等研修事業 ・障害者社会参加促進事業 	
第9章	計画の推進	P112	<p>都道府県障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法を定める</p> <p>点検及び評価する方法等を定める</p> <p>・本計画の取組については、市町村や愛知労働局などの関係行政機関、教育委員会等の教育関係機関、障害者団体やサービス事業者、医療関係機関など障害のある人の自立と社会参加に関わる関係者の意見を聴きながら、「あいち はぐみんプラン」等、子育て支援関係施策とも連携・協働して進めていく。</p> <p>・障害福祉計画における成果目標及び活動指標等について、各年度における実績を把握し、愛知県障害者施策審議会や愛知県障害者自立支援協議会に十分な報告を行い、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら、分析及び評価を行う。</p> <p>これらの機関での審議をPDCAサイクルに組み込んで計画の着実な推進を図る。</p> <p>・分析・評価を実施し、必要があると認める時には、計画を推進するための取組、更には計画自体の見直し等の措置を講ずる。</p>	点検・評価する方法等を定める	<p>・障害者施策推進協議会を施策審議会と変更し、施策の実施状況の監視の機能が適切に果たされるよう、施策の実施状況について報告し、また、自立支援協議会にも計画の実績報告を行い、意見を聴く。</p>		